整理番号	建設－条不－21

不利益処分個別票

所管局部担当名 （電話番号）	建設局公園緑化部調整課(06-6615-6723) 経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分担当名	当該都市公園・有料施設を担当する指定管理者 ・長居わくわくパークプロジェクトチーム（長居公園内有料施設指定管理者） ・新生ビルテクノ・セントラルスポーツプラザ共同事業体　（「旭プール・児童プール」指定管理者） ・鶴見緑地スマイルパートナーズ（咲くやこの花館等鶴見緑地内有料施設指定管理者） ・一般財団法人　大阪スポーツみどり財団（「南港中央野球場・南港中央庭球場」指定管理者） ・靱公園＆地域デザイングループ（靱公園内有料施設指定管理者） ・大阪城パークマネジメント共同事業体（大阪城公園内有料施設指定管理者） ・公益財団法人大阪武道振興協会（「大阪城弓道場」指定管理者）
処分の名称	都市公園の代行施設における有料施設の入場制限、退場
概要	有料施設の適正な管理運営や市民の利用に著しく支障をきたさないよう、大阪市公園条例第９条の５で入場制限、退場について定めています。
根拠法令等 及び条項	大阪市公園条例第９条の５ （http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html）
処分基準	◎指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、「管理を代行する有料施設（代行施設）」への入場を断り、又は「代行施設」から退場させることがあります。 （１）　学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者で成年者が同伴しないもの （２）　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 （３）　施設又は附属設備を損傷するおそれがある者 （４）　他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 （５）　施設を利用することが、その者にとつて危険であると認められる者 （６）　管理上必要な指示に従わない者 （７）　その他管理上支障があると認める者
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考（参考）	大阪市公園条例 第９条の５　代行施設の指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行施設への入場を断り、又は代行施設から退場させることができる。 （１）　学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第１項に定める小学校就学の始期に達しない者(以下「就学前児童」という。)で成年者が同伴しないもの （２）　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 （３）　施設又は附属設備を損傷するおそれがある者 （４）　他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 （５）　施設を利用することが、その者にとつて危険であると認められる者 （６）　管理上必要な指示に従わない者 （７）　その他管理上支障があると認める者